

第2次甲賀市地域福祉計画の中間見直しに係る策定方針について

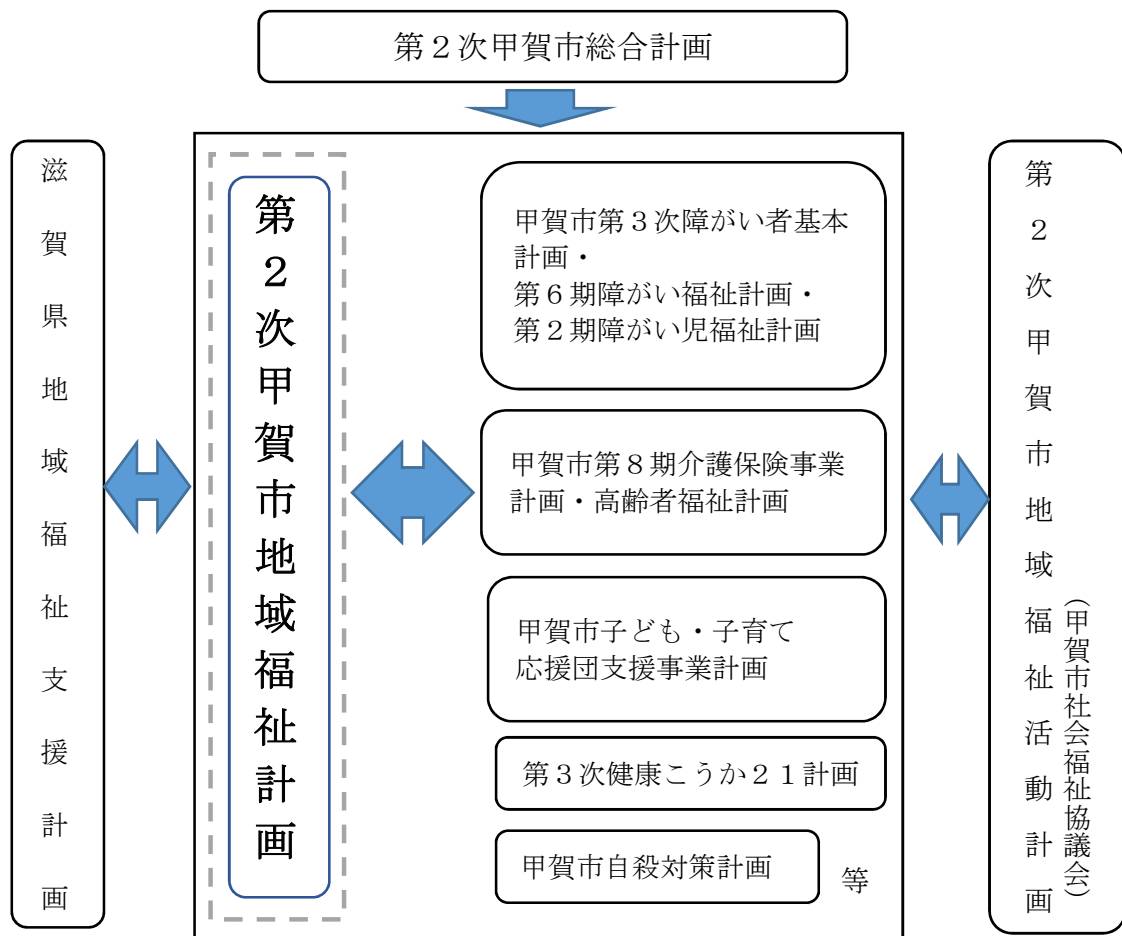
1. 計画策定の趣旨

- 幅広い市民の参加を得ながら、地域での生活上の問題の解決や日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、福祉団体や福祉事業者、関係機関等と協働により推進していく上での指針とするため、平成29年7月に「第2次甲賀市地域福祉計画」を策定しました。
- この度、第2次甲賀市総合計画（第2期基本計画）の見直しにあわせ、本計画の見直しを行おうとするものです。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるものです。
- 第2次甲賀市総合計画を上位計画とし、本市における児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉及び生活困窮者支援などの社会福祉並びに保健対策の基本的な指針として位置づけています。

【地域福祉計画と他計画との関係】



3. 計画期間

- 本計画の計画期間は、平成29年度から令和10年度までの12年間としています。
- なお、国、滋賀県等の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて4年ごとに見直しをしています。

4. 策定方針

現 行 計 画	基本 理念	人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち あい甲賀
	基本 方針	1. 地域で支えるしくみづくり 2. 地域福祉を支える人づくり 3. 適切な支援へつなげる体制づくり 4. 健康で安心な生活ができる暮らしづくり

- これまでの基本的な計画の方針は継承しつつ、以下のことに取り組みます。
- 平成29年度の計画策定以降の成果と課題を検証したうえで、国、県等の動向及び社会情勢を踏まえ、令和3年度からの4年間を見据えた見直しを行います。
 - 権利擁護の充実及び安心して暮らせる地域社会を構築するため、「成年後見制度の利用促進」及び「再犯防止の推進」などを地域福祉の大きな要素であると捉え、新たに盛り込みます。
 - 福祉施策や事業を展開する際には、新型コロナウイルス感染症の影響により、ウィズコロナ・アフターコロナを意識した取り組みとします。

5. 策定体制等

- 附属機関
本計画の策定及びその推進について調査、審議を担当する地域福祉計画審議会において、計画の見直しに関する議論を深めていただきます。
- 市民参加
市民や関係団体・事業者等の意見を反映するため、広く意見を聴取する機会を設けます。
 - ・市民意識調査（実施済）
 - ・パブリックコメント

6. スケジュール

- | | |
|---------|------------------------------|
| 令和2年11月 | 現計画の成果と課題の検証、見直しに向けた論点データの整理 |
| 令和3年2月 | 令和2年度 第1回 甲賀市地域福祉計画審議会 開催 |
| 3月 | 計画素案作成 |
| 7月 | パブリックコメントの実施 |
| 9月 | 計画策定完了、公表 |